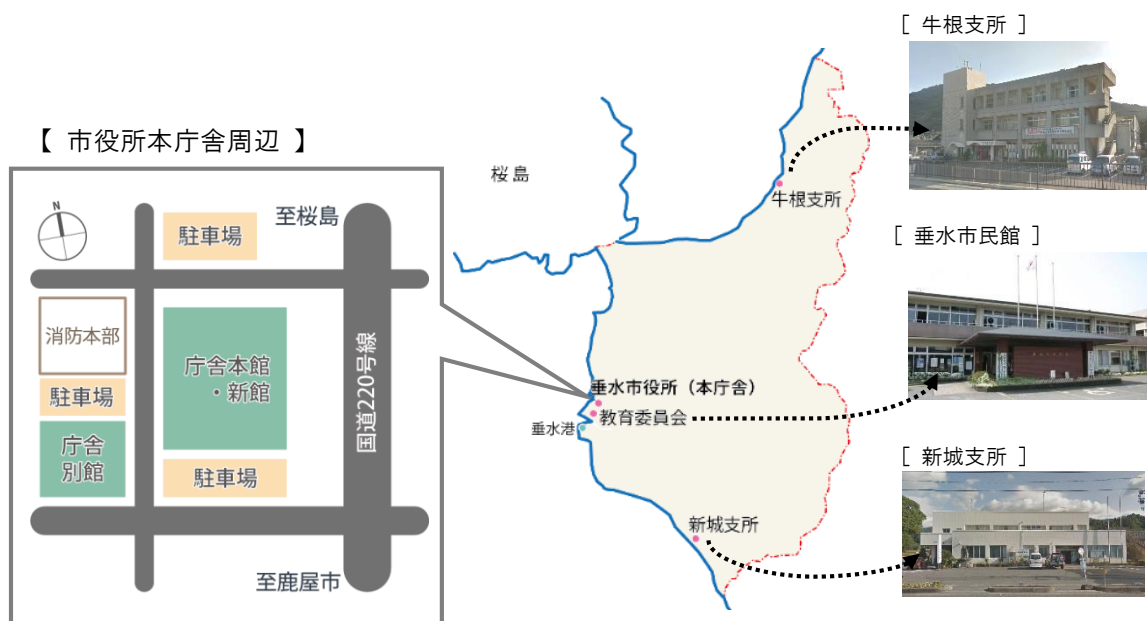


## 第2章 新庁舎建設の必要性

### 1. 現庁舎の概要

垂水市役所は、本市の人口が集中する市の中央部（垂水地区）に位置しています。

本庁舎は、「本館」「新館」「別館」の3つから構成され、最も古い本館は昭和33年に衛藤右三郎氏の設計により、当時では各市より早く鉄筋コンクリート造で建てられました。これまで約60年間市民に親しまれ、垂水市のまちの記憶のひとつになっています。



【庁舎別館】



【庁舎本館】



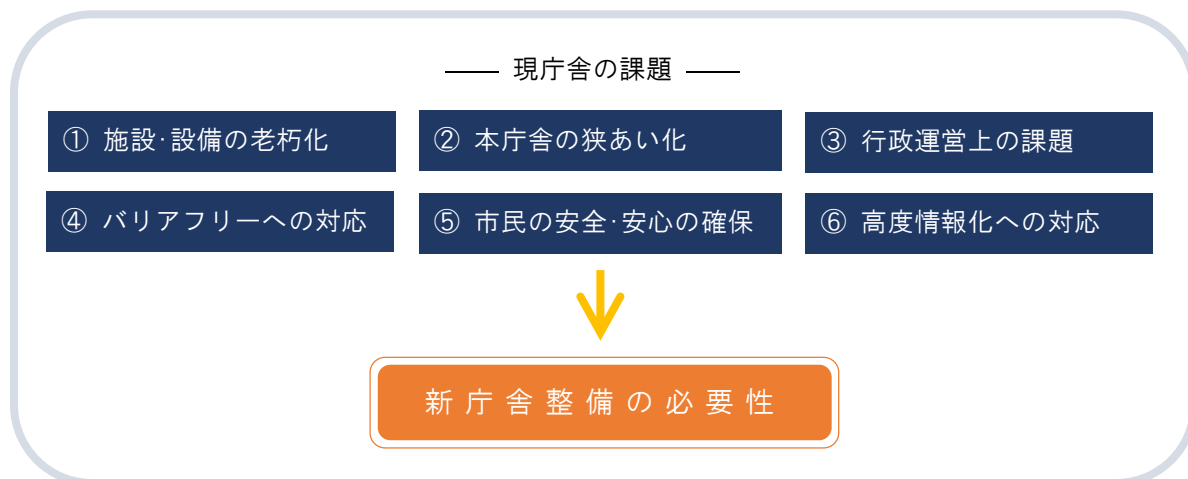
【庁舎新館】

#### 【各建物の現況と面積】

| 庁舎 | 建築年次                   | 経過年数 | 敷地面積                    | 延床面積                    | 階数           |
|----|------------------------|------|-------------------------|-------------------------|--------------|
| 本館 | 昭和33年竣工、<br>昭和35、44年増築 | 59年  | 3,062.42 m <sup>2</sup> | 2,888.50 m <sup>2</sup> | 3階<br>一部6階建て |
| 新館 | 平成5年竣工                 | 24年  |                         | 770.00 m <sup>2</sup>   | 3階建て         |
| 別館 | 昭和53年竣工、<br>平成7年取得     | 39年  | 486.28 m <sup>2</sup>   | 364.56 m <sup>2</sup>   | 3階建て         |
| 計  |                        |      | 3,548.70 m <sup>2</sup> | 4,023.06 m <sup>2</sup> |              |

## 2. 現庁舎の状況と課題

現在の庁舎は、基本構想において以下に示す6つの大きな課題が示されています。これらの課題解決を図り、市民サービスの向上や防災拠点としての役割を果たすため、早期の庁舎整備が必要と考えます。



### ① 施設・設備の老朽化

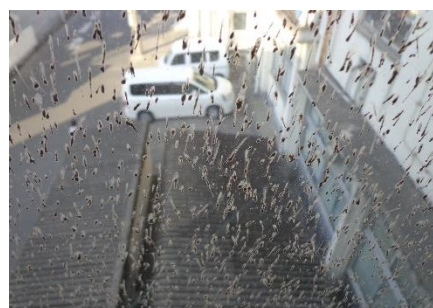
- ・建物全体の老朽化が進んでおり、危険箇所については修繕を行っているが、現庁舎は旧耐震基準による建築物であることを踏まえると新耐震基準を充足しておらず耐震性が低いと考えられ、利活用するためには耐震診断の必要があります。



[ 外壁面などに見られるクラック ]



[ 天井の雨漏りによる漏水跡と剥離のおそれ ]



[ 清掃だけでは落ちない降灰跡が残る窓ガラス ]



[ タイルの剥離 ]

- ・電気、機械設備の老朽化が進み、機能低下が著しく、維持管理や修繕などに毎年多額の経費を要しています。また、建物の機密性が低いため、空調の効率も悪く年々修繕箇所も増えていることから、利活用の際には大規模なリニューアルが必要です。

## ② 本庁舎の狭あい化

- ・市民が利用する窓口スペース、会議室、事務室などの狭あい化も事務量の増加により顕在化し、本庁舎の機能と市民の利便性が低下しています。
- ・市民からの各種申請・申告・相談などに対応するためのスペース、職員の打合せや作業スペースなどを十分確保できない状況です。
- ・文書保管庫も不足しており、現在は本庁舎と離れた場所にある旧協和中学校校舎を臨時的に使用している状況であり、利便性が低下しています。



[ 狭あい化した執務スペース ]



[ 倉庫スペースの不足 ]

- ・他人へ知られたくない内容や悩み事などを相談できるスペースも十分に確保することが難しく、プライバシーや個人情報を保護しにくい状況です。また、行政文書や個人情報を取り扱う執務室の防犯・セキュリティへの対策が不十分な状況となっています。



[ 窓口カウンターにあおり戸などがなく、外部進入などの防犯対策上の不安がある ]



[ カウンター越しから執務室内のパソコン画面が見えてしまい、情報漏えいのおそれがある ]

- ・来庁者の駐車場においては、日常的に満車に近い状態であり、窓口の繁忙期や議会開会期間中、休日前後の日、雨天の日および入札が執行される日などには駐車場に入れない車両もあり、苦情が寄せられることが多い状況です。

## ③ 行政運営上の課題

- ・効率的な行政運営を実現するためには、行政組織の合理化、効率化を図ることが必要です。現有の建物を活用する以上、面積と形状が限られていることから、組織機構改革時の部署の配置計画に自由度がなく制約が多い状況となっています。



#### ④ バリアフリー\*<sup>1</sup>への対応

- 本館については、昭和33年当時の水準で建設した建物であり、バリアフリーに対応できておらず、バリアフリーとするためには、大規模なリニューアルが必要と考えられます。

- 本館、新館、別館はすべてエレベーターが設置されておらず、本館にエレベーターを設置したとしても、本館と新館の連絡通路には段差があり、スロープを設置するスペースの余裕がないため、各建物にそれぞれエレベーターを設置するなどしない限り、根本的な解決には至らないと考えられます。



[ 本館と新館の連絡通路にある段差 ]

- 本館1階の一部（市民課と税務課間）および新館1階の一部（保健課および福祉課中央部）は車椅子などの通行が可能ですが、その他の通路部分は段差があり通行が困難な状況となっています。



[ スロープが設置されていない出入口 ]



[ エクspansion・ジョイント部分の段差 ]

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）および鹿児島県福祉のまちづくり条例において、現在庁舎には誰もが使いやすい施設とする「ユニバーサルデザイン\*<sup>2</sup>」の考え方が必要とされており、利用される方々への配慮が求められています。



[ 車いす利用者対応ではあるものの、乳幼児連れやオストメイト\*<sup>3</sup>対応ではない ]



[ 窓口サインの表示が、近くや前まで行かなければ分かりにくい ]

## ⑤ 市民の安全・安心の確保

- ・本市は、度重なる豪雨や台風による土砂災害を経験しており、また将来は桜島大爆発に伴う鹿児島湾直下地震による災害も予想されています。災害発生時には、住民の安全・安心の確保と復旧・復興を図る様々な対策を行うため、市庁舎は防災拠点としての役割が求められますが、現在の市庁舎は耐震性が低く、防災拠点として必要な機能を備えるためには、大規模改修もしくは建て替えが必要であると考えられます。

## ⑥ 高度情報化への対応

- ・近年の急速なICT<sup>\*4</sup>化に伴うパソコンやプリンターなどの機器の導入により、執務スペースが一層手狭になっています。加えて建物自体もICT化に対応できる構造でないため、露出配線・たこ足配線で対応しているなど、今後の高度情報化への対応および情報管理の安全性などについても課題があります。



[ 露出するOA機器の配線 ]

- ・現在の庁舎には地震や豪雨などの災害時に行政機能を維持するための自家発電装置が未整備であり、電力供給が停止した場合には庁内ネットワークやすべてのOA機器が機能せず、災害対策本部を含むすべての業務に影響が出ます。効率的な事務執行が困難になる恐れもあり、危機対策のため、災害時も電力の安定供給を図る必要があります。